附則第十一条の二中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「平成二十六年四月二日」を「平成二十七年四月二日」に、「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改める。

附則第十二条の二第一項算式中「85,400円」を「85,100円」に、「0.975」を「0.981」に改め、同条第二項算式中「1.020」を「1.016」に、「0.870」を「1.037」に改め、同項算式の符号b算式の符号b1及びb2中「平成25年度」を「平成26年度」に改め、同項算式の符号c算式を次のように改める。

算式

{c１×（２／３）}＋{（c２／0.12）×0.1}＋{((c３＋c４）／0.4）／３}＋（c５×β）＋c６

附則第十二条の二第二項算式の符号c算式の符号c6の次に次のように加える。

β　1.000（ただし、東京都にあつては1.361）

附則第十二条の二第二項算式の符号d算式中「0.98736」を「0.99188」に、「0.975」を「0.981」に改める。

附則第十二条の四算式中「0.00458271」を「0.00481222」に、「0.00214202」を「0.00240611」に、「0.00189870」を「0.00194914」に、「0.00090642」を「0.00097457」に改め、同条算式の符号Aを次のように改める。

A　当該年度の各都道府県ごとの消費に相当する額として総務大臣が定める額

附則第十三条中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同条第二号中「前年度における改正前の省令」を「前年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十八年総務省令第七十四号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「平成二十八年改正前の省令」という。）」に改め、同号イ算式の符号C中「平成26年度」を「平成27年度」に改め、同号(二)並びに同条第三号及び第四号中「改正前の省令」を「平成二十八年改正前の省令」に改める。

附則第十三条の二中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同条第二号算式の符号G中「平成26年度」を「平成27年度」に改める。

附則第十四条中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同条第二号中「前年度における改正前の省令」を「前年度における平成二十八年改正前の省令」に改め、同号(一)算式の符号G中「平成26年度」を「平成27年度」に改め、同号(二)並びに同条第三号及び第四号中「改正前の省令」を「平成二十八年改正前の省令」に改める。

附則第十四条の二から第十四条の七までを次のように改める。

（ゴルフ場利用税の基準税額の算定方法の特例）

第十四条の二　平成二十八年度に限り、熊本県のゴルフ場利用税の基準税額は、第二十二条の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×B）×53,900円

算式の符号

A　前年の３月１日からその年の２月末日までの施設ごとの延利用者の１日当たりの数（１人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数（その年の３月31日までに廃止された施設に係る延利用者の１日当たりの数を除く。）として総務大臣が調査した数

B　0.711

第十四条の三から第十四条の七まで　削除

附則第十四条の九第一項算式中「127,800円」を「127,200円」に、「0.975」を「0.981」に改め、同条第二項算式中「1.020」を「1.016」に、「0.870」を「1.037」に改め、同項算式の符号b算式の符号b1算式の符号ββ及びγγ中「平成25年度」を「平成26年度」に改め、同項算式の符号c算式を次のように改める。

算式

(c１×1.250）＋（c２×1.111）＋{(c３＋c４）×1.111}＋（c５×δ）＋c６

附則第十四条の九第二項算式の符号c算式の符号c6の次に次のように加える。

δ　1.000（ただし、特別区にあつては2.308）

附則第十四条の九第二項算式の符号d算式中「0.98676」を「0.99183」に、「0.975」を「0.981」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（地方消費税交付金に係る基準額の算定方法の特例）

第十四条の九の二　平成二十八年度に限り、法第十四条第一項の規定による地方消費税交付金の基準額は、第三十七条の四の二の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した額とする。

算式

A＋B

算式の符号

A　次の算式Ⅰによつて算定した地方税法第72条の115第１項の規定による基準額（以下「地方消費税交付金基準額（従来分）」という。）

算式Ⅰ

$$\left\{\alpha\times0.5\times0.57\times\left(\frac{a}{b}+\frac{c}{d}\right)+\alpha\times0.5\times0.43\times\left(\frac{e}{f}+\frac{c}{d}\right)\right\}\times0.75$$

算式Ⅰの符号

α　道府県が地方税法第72条の115第１項の規定により当該道府県内の市町村に交付する当該年度の見込額

a　当該市町村の平成22年人口

b　当該市町村の属する道府県の平成22年人口

c　当該市町村従業者数

d　当該市町村の属する道府県従業者数

e　当該市町村人口（当該市町村の国勢調査令によつて調査した平成27年10月１日現在における人口をいう。ただし、福島県南相馬市、双葉郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村にあつては、国勢調査令によつて調査した平成22年10月１日現在における人口に、当該市町村の平成27年９月30日現在の住民基本台帳登載人口を当該市町村の平成22年９月30日現在の住民基本台帳登載人口で除して得た率を乗じて得た人口（その人口が平成22年人口を超えるときは、平成22年人口とする。）とする。以下この条及び次条において同じ。）

f　当該市町村の属する道府県人口（当該道府県の区域内の市町村に係る市町村人口の合計数とする。以下この条及び次条において同じ。）

B　次の算式Ⅱによつて算定した地方税法第72条の115第２項の規定による基準額（以下「地方消費税交付金基準額（引上げ分）」という。）

算式Ⅱ

$$\left(\beta\times0.57\times\frac{a}{b}+\beta\times0.43\times\frac{c}{d}\right)\times0.75$$

算式Ⅱの符号

β　道府県が地方税法第72条の115第２項の規定により当該道府県内の市町村に交付する当該年度の見込額

a　当該市町村の平成22年人口

b　当該市町村の属する道府県の平成22年人口

c　当該市町村人口

d　当該市町村の属する道府県人口